

# 米国におけるリスク情報の開示

小池一弘

## 目次

- 一、はじめに
- 二、米国におけるリスク情報開示の考え方
- 三、米国のリスク情報開示の実態
  - 1、分析対象
  - 2、リスク情報の記載例
  - 3、ある会社の記載例の紹介
- 四、米国のリスク情報開示の分析
- 五、我が国におけるリスク情報開示の将来

日本版ビッグ・バンを控え、ディスクロージャーの充実が叫ばれている。しかし、具体的にどの程度ディスクロージャーを行えば「充実」していると言えるのかについては、未だに試行錯誤の段階にあるようだ。

そこで、しばしば模範として取り上げられる米国のディスクロージャーについて、実際にどの程度まで詳しく記載されているのかを検証するため

に、米国Nasdaq企業のプロスペクタス（目論見書）、中でも企業の重要な情報が凝縮している「リスクファクター」（以下、「リスク情報」という。）に翻訳を施し、様々な角度から分析を行った。

我が国の目論見書は文章による説明が少なく、投資家とりわけ証券界が裾野の拡大として育成を

親しみにくいとの指摘がある。投資家にとって最も知りたい部分である「企業が抱えているリスク」がほんの数行で済まされている状態では、積極的なリスクテイクを求めるのにも無理がある。

いくものである。ともすれば企業にとってマイナスのイメージとなる情報はできるだけ出さないようにしておきたいとする意識は、日々の経済活動において見え隠れする。しかし、公開企業となって公の器である資本市場から資金調達を行おうとするならば、一步踏み込んだ深度ある開示の姿勢が期待されるところである。

確かに、米国のリスク情報が充実している背景には、米国は典型的な訴訟社会であり、訴訟による高額な費用コストを回避する目的があることは事実である。しかし、自らの会社の不安材料や危険性を詳細かつ積極的に開示するカルチャーは見習うべき部分も多い。

本来、リスクというものは企業自身がその軽重を判断して開示するのではなく、企業が自らのリスクを含めたすべてを開示することによって、資金の出し手である投資家がそれぞれのスタンスで当該企業のリスクと期待値を斟酌し取捨選択して

## 一、米国におけるリスク情報開示の考え方

証券レビュー 第37巻第8号

我が国におけるリスク情報はその歴史が浅く、昭和五八年六月に出された証券取引審議会中間報告「株式店頭市場の機能充実について」に端を発し、その後、日本証券業協会においてリスク情報の具体的な記載内容について検討が行われ、リスク情報の記載要領として「〇項目二七具体例が示されている。

一方、米国のリスク情報においては、開示にある具体的な規定やひな型といったものは存在せず、登録申請書類中の Prospectus (田嶋見書) の項目(立)として、レギュレーションの「K アイテム五〇三 (C)」において、「登録申請者は、RISK FACTOR」という標題のもとに「危険

性につながるおそれのあるもの及び高いリスクとして検討した最重要的要因について記載する」と。これらの要因には、例えば、(1)事業の歴史に欠けること、(2)直近期において利益のある運営がなされていないこと、(3)財務状態、(4)ビジネスの本質（現在行っている又は将来行う予定のあるもの）、などが考えられる。さらに、募集される証券（普通株式、ワラントなど）は以前に市場がなかつたことについても言及すること。」とあるだけで、リスク情報に関する記載例などは一切示されていない。

企業から提出されたディスクロージャー書類の内容を実際に審査する立場にあるSECの担当者の話によると、「真実のすべてを、わかりやすく、簡潔に」をモットーにして開示内容のチェックを厳正に行っていふとのことであった。また、SECにおける登録申請書類チェックの大部 分が

このリスク情報の「Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operation」（財務状況及び経営成績に対する経営陣の検討及び分析）の開示内容が適正かどうかに費やされているところ。登録申請書類をSECに提出中の会社の多くは、SECから開示内容に関する詳細なコメントを受け、幹事証券会社や弁護士と相談して、何度も登録申請書類の出し直しを余儀なくされている。したがって、最近では日本においても徐々に規制緩和が進み、従来とは審査のスタンスが少しづつ変わってきているが、米国では株式公開にふさわしい会社かどうかを、行政あるいは自主規制機関が判断するのではなく、事前に主幹事証券会社や弁護士間で十分なミーティング（デューディリジエンス・ミーティング）を行つたうえでSECに書類を提出し、SECはデューディリジエンス・ミーティン

米国におけるリスク情報の開示

グの内容に依拠したうえで、開示内容が適切であるかどうかの判断をする仕組みになっている。

このように、米国では企業はそれぞれタイプが違つてゐるという認識のもち、あえて記載の具体例を示す」となく、それぞれのタイプに合わせた、自由度に任せた開示を奨励している。したがつて、開示内容も各社各様であるが、長い歴史の過程で公開企業として記載すべき共通の項目が自然発生的に決まってきているのである。

## 二、米国のリスク情報開示の実態

### 1. 分析対象

今回の分析においては、一九九五年に米国 Nasdaq 市場にIPOを行つた企業の中から、事業内容に特徴のある会社、赤字や訴訟を抱えている会社、話題性のある会社を中心にして業種別に

## 米国におけるリスク情報の開示

(会社名)	(リスク情報項目)	① 創業間もなく 過去及び将来的損失	② 増資の必要性	③ 重要な人物への依存	④ 希薄化	⑤ 公開価格の決定	⑥ 引受業者
Pete's Brewing (地ビールの製造販売)	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Alcohol Sensors (自動車取付用アルコール検査器の製造)	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
SANO Corporation (認可申請中医薬品の製造)	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
Phoenix Gold (カーアクセサリー等の製造)	☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Golf Training System (ゴルフ上達のための各種器具の販売)	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Dollar Tree Store (1ドル商品ショップの経営)	☆	☆	☆	☆	☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Eastbay (ブランドスポーツ用品の販売)	☆	☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
Home Centers (D I Y用品の販売)	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
Moovies (ビデオ用品の販売及びレンタル)	☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
California Pro Sports (スノーボードの卸売販売)	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆
Netscape Communications (インターネットプロバイダー)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Spyglass (WWWプロバイダー)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
National Surgery (外来外科センターの管理運営)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Just Like Home (高齢者向け住宅施設の管理運営)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Pet Practice (動物医療グループの経営等)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Winfieeld Capital (中小企業への投資事業)	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
MS Financial (消費者向け自動車ローン)	☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Austin Steak&Saloon (ステーキレストランの経営)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Rattlesnake Holdings (カジュアルレストランの経営)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
William Greenberg Dessert (デザートの販売)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Rick's Cabaret (キャバレー等ナイトクラブの経営)	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Veritas Music Entertainment (音楽プロダクション参入予定会社)	☆☆☆☆☆	☆	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Quintel International (ダイヤルページサービス)	☆	☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Natural Health Trends (マッサージ等の専門学校の経営)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Mobile Media (通信ネットワーク事業)	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
U.S Bridge Of New York (橋梁等の建築)	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Eagle USA Airfreight (航空その他の輸送及びロジスティックス)	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆
Walter Industries (持ち株管理会社の管理運営)	☆	☆	☆☆☆☆☆	☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆

二八社を選択し、次頁の表のように項目毎にスクリーニングをした。

この表に基づき、実際にどのような開示が行われているのかについて、各項目（内的要因、外的要因、証券市場、その他個別要因）毎に数項目を取り上げ、コメントを加えながら以下において紹介することとした。

### 2、リスク情報の記載例

#### (1) 内的要因によるリスク

① 重要人物への依存 (Netscape Communication社)  
ネットスケープのパフォーマンスは事実上、上層部の経営陣と主要社員に依存しており、彼らとともに仕事をした期間は短期間である。ネットスケープの初期段階での発展を見ていると、質の高い人材、特に経営側と高度な技術を持った開発

チームを社内に留まらせて、動機付けを行っている。ネットスケープはどのような社員にも「キーパーソン生命保険」を持ち合わせていない。上層部の経営陣と主要社員に対するサービスに欠けていることは、ネットスケープのビジネスや業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

② 過去及び将来の損失 (SANO Corporation社)  
当社は研究開発、臨床実験、一般経営費用等の経費のため、一九九五年六月三〇日の時点で

チームを社内に留まらせ、動機付けを行っている。ネットスケープはどのような社員にも「キーパーソン生命保険」を持ち合わせていない。上層部の経営陣と主要社員に対するサービスに欠けていることは、ネットスケープのビジネスや業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

九、ハセー、一五四ドルの累損を抱えており、来年度もかなりの額の損失が発生する予定である。この数期間に収益があったとしてもそのほとんどはライセンス及びリサーチ手数料、共同マーケティング契約による他の企業からの支払金である。

一九九六年に最初の generic 製品販売の売上を予定しているが、当局の認可が計画どおりに取得できるという保証はなく、販売でも利益が出るかはわからない。当社が収益を上げられるようになるまでどのくらいの時間がかかるかはつきりせず、収益を上げられるようになるかも定かではない。さらに、収益が上げられるようになつたとしても、そのレベルは予想がつかない。

## (2) 外的要因によるリスク

### ①競合 (Pete's Brewing 社)

当社は、国内の地域特別ビール業界において競

②政府認可 (SANO Corporation 社)  
当社の製品は、市場に出される前に政府機関 (FDA) から認可を得なければならない。認可取得のためのプロセスには金額も時間もかかり、予期せぬ遅れもよくある。予定どおりに当社製品の認可が取得できるという保証もなく、あるいは本当に認可取得ができるかもわからない。認可取得の遅れや失敗は、製品販売と収益確保にマイナスである。

また、外国での販売にはその国の規制当局からの認可を取得しなければならない。認可のプロセスは国によって異なり、FDAと比較して取得までの期間の長さもまちまちである。

さらに、認可済みの製品も常に規制の対象となり、当てはまる条項に適合しない場合には、刑事あるいは民事責任の追及、罰金、リコール、没収、生産中止、FDAからの監視を常に必要とす

争しているが、当社のビール市場に影響を及ぼす主な競争要因は、製品の品質、ブランド認知度、価格、物流能力にまで至っている。当社がこれらの要因において現在と未来の競争相手に対して競争に勝ち残れる確固たる保証はない。

当社は、財政、製品、物流、市場戦略、ブランド認知度において当社をはるかに上回る様々な国内外の醸造者と競争しなければならない。この競争の激化は限界利益の減少、市場シェアの喪失を引き起こし、強いては当社の事業、財務状況、営業成績に著しい悪影響を及ぼす結果となるであろう。さらに、低アルコール製品などの他のアルコール飲料との競争も予測される。また、近年の地域特別ビール産業への消費者の需要が続くという保証もなく、また続いたとしても消費者が当社のビールを選ぶという保証もまたない。

## (3) 証券市場に係るリスク

①将来売却可能な株式 (Winfield Capital 社)  
公募終了後、普通株発行済株式数は四、七八三、三六一株であり、当田論見書に基づいて発行される一、六〇〇、〇〇株と、売出し株五〇六、一四三株は公開後に市場で売却が可能となる。

株式公開後の市場における普通株の売却は株価に不利な影響を与える。普通株の相当数は、様々な方法で公開市場に追加される。ワラントが全て行使された場合、ワラントの裏付けとなつている普通株の登録に関して適用される連邦や州の証券法に遵守していくことを前提とすれば、普通

株七五〇、〇〇〇株が市場に追加される。

また、当社は、ストック・オプション・プランに基づいて、八人の個人に対しても普通株四三八、五七一株まで購入オプションを与えていく。当社は、ストック・オプション・プランに基づいて与えられている購入オプションの実行により発行される持分を登録申請書に申告する意図があり、そのような持分は公開市場で売却される可能性がある。

当社のオプションやワランツが行使される場合、一般投資家によって所有されている普通株の所有分の希薄化がおこる。さらに、そのようなオプションやワランツが存在する」と自体が市場における普通株の価格を下落させるかも知れない。

②今までに公的市場がないこと・不安定な株価

(Phoenix Gold 社)

当公募以前に普通株式には公的市場がなかつた

(特権)を株主からの追加の投票や活動なしでの決定権を有している。優先株の発行は、第三者による大量の社外投票株の取得を困難にしよつ。さらに当社の定款要綱、特別株主集会の開催の規制、規約の修正への規制、株主の書面による大多数の合意に基づいた活動の禁止は同社を管理しようととするいかなる個人、あるいはグループによる活動を困難にし、または妨害となるであろう。

④市受業者の経験不足への不安 (Gold Trainning Systems 社)

市受業者のひとつである First Allied Securities 社はこれまで公募の市受業者としての経験がない、わざとつの引受業者である Nutmeg Securities 社は過去二年間でわずか六件の公募の共同引受けをしたに過ぎない。販売代理人の経験の浅さが当株式公募に不利に作用し、当コニットの取引市場、普通株、ワランツなどその後の発展

が、今般、当社普通株式は Nasdaq National Market に登録されるよう承認された。しかし、当公募後に普通株の積極的な取引が生じ、あるいは継続する保証はない。公開価格は当社と販売代理人との協議の結果決定された。普通株式の市場価格は実際ないし予測された営業成果、分析によつて見積られた収益、当社あるいは競合他社による新製品や技術革新の発表、消費者・エレクトロニクス業界の一般的状況、その他の事件や要因などに対応して大きな変動を見るかも知れない。

小規模市場を資本化する企業の証券市場は、当社の経営とはしばしば関係のない要因によつて近年大きな変動を見せていく。

③優先株発行による反テイクオーバー（企業買収防止）(Moovies 社)

当社の取締役会は 100 万株までの優先株発行といつらの株式の価格、権利、優先、privileges

がもしあればそつに影響を及ぼさない保証はない。むちうの業者も店頭市場の値付けをしてねらず、したがつて当コニット、普通株、ワランツの値付けにも関与しないことになつているが、このことが当コニット、普通株、ワランツの流動性、市場価格にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

#### (4) その他個別要因によるリスク

①イスラエルの兵役義務 (Home Centers 社)

五四歳以下のイスラエル永住権のある男性全員は例外なく毎年兵役の義務がある。さらに、緊急事態が発生した場合はこれら住民はいつでも兵役に就かなくてはならない。当社役員と重要な従業員の中で現在毎年兵役に就かなくてはならない者がいる。当社が過去においてこのような状況をうまく運用したあたにもかかわらず、将来において

特に非常事態が発生したときに当社に大きな影響を及ぼさないといつては言えない。

#### ②アルコール消費に対する社会的傾向(Pete's

Brewing 社)

近年米国内において、健康に対する意識の高まりとともに、アルコール中毒や飲酒運転などアルコールにまつわる問題に関する社会的議論も盛んになっている。あるいは多くの反アルコール団体が政府のラベル、パッケージ、広告、販売推進に関する様々なビール業界にとっては不利な規制の制定を支持している。ビールの販売・消費の規制または増税による販売コストの上昇は当社の事業運営、財務状態に悪影響を及ぼすであら。

3、ある会社の記載例の紹介  
「Jordy' Golf Training Systems」社のリスク情報全体を紹介する」とした。

Golf Training Systems, Inc.	
一、設立年月日	一九九一年六月
二、本拠地	ジョージア州、ダラス
三、事業内容	ゴルフ上達のためのトレーニング器具等の販売等
四、公開日	一九九五年三月九日
六、公開市場	Nasdaq Small Cap Market
七、募集価格	一株当たり ベッドル (手数料五%) 〇〇〇ドル : 10・〇%

・営業の損失が継続中であるため、以前より損失はその後さらに増加するはずである。

・当社財務諸表に関する監査報告に、当社が継続企業として存続であるかについては大きな懸念があるという説明の一文が含まれている。

・純売上高の約八六%は單一製品「The Coach」の売上から生じたものであった。もし当社がThe Coachに関するデザイン、製造、販売で不測の事態ないし停滞に見舞われた場合、または新型が市場で受け入れられなかつた場合、当社のビジネスに実質的に不利に作用する」となる。  
・David Leadbetter 氏(当社アドバイザー)を失うことは、実質的に不利な影響を及ぼす。

・不測の事態に陥つた場合、追加資金が必要になる可能性がある。

・海外での販売は特徴的要因に左右され、マイナスの影響をもたらす可能性がある。

・「カルフその他フィットネス関連器具」の売上は、ゴルフの人気に影響を受ける。「カルフが近年のようないい人気を引き続も享受できない保証はない。

・公募の手取り金の一部を David Leadbetter 氏に対するロイヤリティー支払いに充てなければ

四、米国におけるリスク情報の分析

以上、実際のリスク情報の開示状況を概観したが、以下にその特徴を挙げてみたい。

- (1) 人物に関する記載が充実している」と米国のリスク情報は、人物に関する記載が目立っている。中でも代表的な項目は、「重要人物

への依存」であり、概ね次のような記載が行われている。①当社は会長（社長）である〇〇氏の力に大きく依存しており、彼らを失うことは当社にとって大きなマイナスになる。②当社は〇〇氏に「キーマン（重要人物）生命保険」を〇〇ドルかけており、当社が単独の受取人となっている。③当社は〇〇氏と〇〇年間の雇用契約を結んでいる。（結んでいない。）④当社は能力のある人材及び経験のある人物を引き付けておくことが重要であるが、それが可能であるという保証はない。

企業にとって、人材の確保は非常に重要なポイントであり、それについて十分な記載が行われている。各社とも上記のような一定のパターンを基本として、それぞれのアレンジを加えている。

あり、日本では商売がしにくくなるから止めてほしいというところであろう。見栄とか建前ではなく、とにかくリスクに少しでも該当しそうなものはすべて開示するという姿勢の顯れである。

また、Nasdaqの登録維持基準を充足できなくなつた場合についても具体的な数値を挙げて記載されており、登録維持に失敗した場合は、OTC Bulletin Board やパンクシートで売買されることになり、流動性に乏しくなる」とから投資家は売買がしにくくなることを警告している。その他、証券市場に関する記載はかなり幅広いものとなつてゐる。

### (3) 競合について競合先の実名を挙げてネガティブなものも記載していること

競合についても、重要人物への依存と同様、必須項目であった。この部分で素晴らしいのは、自

## (2) 証券市場に関する記載が豊富で充実していること

米国のリスク情報において、証券市場に関する記載がこれまで詳細に記載されているとは思わなかった。各社とも積極的かつ詳細に、マーケットリスクを事前に知らせている。

例えば、企業買収防止のための優先株式発行やワランプ・オプション行使の具体的可能性とその影響、また、その際に起つる株主権の希薄化については必ず記載されており、株主の立場に立った十分な「予測開示」が行われている。さらに、印象的なのは、引受証券会社のリスクに関する記載である。引受証券会社の経験が浅いことにより起つり得るリスク、例えば、公開後のマーケットメーカーが円滑に行われる保証がないことまで書いてある。これらは、当然のことながら、引受証券会社にとってはマイナスのイメージになるものである。

社の競合相手先を実名入りで開示していることである。例えば、記載例には挙げなかつたがNetscape 社の場合は、「マイクロソフトのブラウザが市場に受け入れられれば、マイクロソフトの方がネットスクープより、有利な地位につく」とになるだろう。マイクロソフトはより長い事業運営の歴史があり、社名の認知度も劇的に上昇している。ウインドウズ95のためのネットスクープナビゲーターの開発を完成するために、ネットスクープはマイクロソフトから特定の技術を獲得しなければならない。」というような記述もある。

」のように、競合に関する記載ぶりは比較検討できるといつて非常にわかりやすく、読む側にとって親切な開示となつてゐる。

#### (4) 特殊要因について具体的に記載している」と

米国のリスク情報には、一般には馴染みの薄い内容や特徴的な項目についても、説明を交えながら具体的に開示されていた。」<sup>11)</sup>では印象的であった例を挙げる」ととする。

#### 「Dram Shop 法」

「」の項目は、アルコールを扱う会社において記載されていた。内容は、会社で雇われている従業員が、明らかに酔って酩酊している客にアルコール飲料を売る、または提供することが本人にも他の客にも危険であるにもかかわらず、アルコール飲料を提供した結果、障害事件となつた場合は、被害者はその店に損害賠償を請求することができるというものである。ただし、十分な教育を従業員が受けていること等を証明できれば適用除外になることも記載されていて非常に特徴的である。

#### 「スーパー二〇一一条」

スーパー二〇一一条は、不均衡な貿易慣行を規制し、知的所有権の保護を規制しているものであり、日本でも馴染みのある項目である。中国が輸入供給先として最大の取引国となつていることから、中国と米国との間の貿易状況について詳細に述べるものとして、「現在、米国と中国の間にはいくつかのペンドティング事項がある。例えば、中国が米国の知的所有権を擁護しなかつたこと、人権に関する記録、米国が中国の新世界貿易機構への参加を阻止しようとしていること、中国とチベット・台湾との関係などである。」とか「中国は現在米国のMFN（最惠国待遇）になつていてが、スーパー二〇一一条に従い、関税がかかっていない中国からの製品は米国の輸入関税の恩恵措置に預かっている。中国のMFN状況は毎年米国政府によってレビューされており、したがつて、MFN

の延長は政治の不確実性によつて変わつくる。」などがある。「」の部分の開示内容は非常に優秀である。

#### (5) その他

その他、全体的な特徴として、次のような点も挙げられる。

「文章をふんだんに取り入れている」と。

日論見書全体を含め、大半は文章による記述方式で開示を行つていて、数字の羅列に終始していって味気ない我が国の開示とは対照的である。  
「事実プラスその影響度を予測できる範囲で記載していること。」

予定通りに計画が遂行できなくなつた場合などについて、予測できる範囲で、考えられるリスクを開示している。  
「自社の置かれている状況を客観的に他社と比較

して分析している」と。

自社を客観的に分析し、他社より劣つていてる企業について、IPO時の日論見書に記載されているリスク情報を分析してきた。振り返ると、確かに米国のリスク情報は素晴らしい、よくそこまで書けるものだと感心させられるほど充実していた。リスクに該当しそうな要因をすべて掲げ、そのリスクに関する影響度を示唆し、事前に十分な開示を行つていた。今まで規則等の体系を米国から吸収してきた我が国に置き換えて考えると、

## 五、我が国におけるリスク情報開示の将来

リスク情報の開示についても将来的には米国型に到達するのが理想かと思われる。しかし、そこに至るには、証券市場における法的・技術的な改革だけでは越えられないハードルがいくつも存在している。そのハードルの数々をひとまとめにして言えば、「カルチャーの違い」である。その中には、学校教育制度の違いや価値観の違いなど多様な要素が含まれており、これらについては、そう簡単に変えられるものではない。

したがって、我が国のリスク情報開示の将来は、そのような「違い」を認識しながら、日本型のスタイルを模索していくことになる。そのためには、まず第一に、現在行われているような、形式的・消極的な横並びの開示のスタンスを変えることから始めるべきではないかと考えられる。株式を公開しようとしている会社、すでに公開企業となっている会社及び引受証券会社を始めとする業界などでは、開示が義務づけられており、開示に対する意識も比較的高いと言える。

そのような意味で、今回の実例検証が、米国と我が国のリスク情報開示の大きな「段差」を実際に感じ取れる材料として、また、リスク情報開示のあり方を考察する契機として少しでも役に立けば幸いに思う。投資家にとって最も危惧すべきことは、企業にリスクが介在していることではなく、不意に明らかにされる悪材料であると言われば、不思議なことだ。事前にリスクに該当しそうな事

項を含めてすべて開示しておけば、投資家もある程度の心構えはできているはずである。そうすれば、証券市場や発行会社への不信感も徐々に氷解し、我が国の証券市場も次第に活気を取り戻していくのではないか。

我が国は、学校教育の段階から証券市場に関する知識は非常に薄弱で、ほとんどないに等しい状況にある。したがって、そのような教育を受けてきた一般投資家が証券市場に参加することを促進するならば、米国のように、投資判断の材料である日論見書に説明的文章を盛り込んだわかりやすい開示が必要である。

我が国証券市場が今後、多方面においてグローバルスタンダードを目指すにおいて、そのスタンダード（標準）に早く追いつくためには、フレームワーク（枠組み）の構築よりもむしろ、企業の開示に対する認識や姿勢といったメンタルな面に

ついて、世界の現状に目を向けていく必要が大きいことを、今回の検証を行いながら改めて実感した。

(この件　かずひる・前ニューヨーク事務所研究員、日本証券業協会業務課業務企画係長)